

令和4年度第9回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年12月2日（金）午後3時30分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室

3. 出席委員数 (17名)※現に在任する委員数は18名

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番 鈴木 和俊

2番 伊藤 淑榮

3番 三浦 栄子

4番 鈴木 豊則

5番

6番 佐藤 洋介

7番 清水 司

8番 高橋 郁雄

9番 鈴木 誠孝

10番 目黒 千衣子

11番 三浦 富美男

12番 山本 義則

13番 佐藤 正樹

14番

15番 武田 一雄

16番 加藤 和洋

17番 鈴木 孫城

4. 欠席委員 (1 名) 14番 中田正一 委員

5. 農業委員会業務報告(11月分)

6. 報告事項

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 12 号 農地法第 5 条の許可について

7. 議事案件

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和4年度第9回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が3件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

午前中の視察研修に続きまして、委員の皆様には、お忙しいところ定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年も残すところ1ヶ月を切っております。また、農地パトロールでは、参加いただいた委員の方々に大変ご難儀をおかけいたしました。

委員の皆様には、本日の議案等についてよろしく審議いただけるようお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日は、現に在任する委員数18名中16名で総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、10番 目黒千衣子委員、11番 三浦富美男委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

議 長

それでは、11月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

11月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)
以上で終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

次に、報告第11号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、8件であります。

申請番号 1、土地の所在地は野石字柳原新田○番 1 筆、計 1 筆、田 8,632 m²、借受人は野石字萩ノ森のA、貸出人は野石字玉ノ池のB、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 18 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は脇本脇本字鯖ノ沢○番 7 筆、計 8 筆、田 8,006 m²、借受人は脇本浦田字大保田の C、貸出人は脇本浦田字大保田の D、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 11 日となっております。

申請番号 3、土地の所在地は脇本浦田字新田○番他 1 筆、計 2 筆、田 5,815 m²、借受人は脇本浦田字菅ノ沢の E、貸出人は脇本浦田字大保田の F、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 11 日となっております。

申請番号 4、土地の所在地は船越字草根○番他 4 筆、計 5 筆、田 7,627 m²、借受人は払戸字小深見の G、貸出人は払戸字白城の H、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 18 日となっております。

議 長

議 長

申請番号 5、土地の所在地は払戸字八郎新田○番他 1 筆、計 2 筆、田 2,150 m²、借受人は払戸字小深見の I、貸出人は払戸字川向の J、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 14 日となっております。

事務局

申請番号 6、土地の所在地は払戸字白城○番他 3 筆、計 4 筆、田 12,220 m²、借受人は払戸字小深見の K、貸出人は秋田市の L、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 14 日となっております。

議 長

申請番号 7、土地の所在地は払戸字登田○番他 7 筆、計 8 筆、田 10,018 m²、借受人は払戸字小深見の M、貸出人は払戸字小深見の N、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 14 日となっております。

事務局

申請番号 8、土地の所在地は船越字草根○番他 6 筆、計 7 筆、田 7,443 m²、借受人は払戸字小深見の O、貸出人は払戸字小深見の P、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 4 年 11 月 14 日となっております。

以上、8件の合意解約通知の報告を終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

続いて、報告第12号を事務局から説明お願いいたします。

報告第12号、農地法第5条の許可について説明します。

(別紙により説明。)

以上で説明を終わります。

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議事案件に入ります。

議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が 3 件です。

議 長

申請番号 1、所有権移転で土地の所在地は払戸字渡部〇番 1 筆、畑 886 m²、譲受人は払戸字渡部の A、譲渡人は払戸字渡部の B です。

議 長

申請番号 2、所有権移転で土地の所在地は脇本百川字矢口〇番他 2 筆、計 3 筆、田 3,093 m²、譲受人は脇本百川字相ノ沢の C、譲渡人は脇本百川字相ノ沢の D です。

事務局

申請番号 3、所有権移転で土地の所在地は野石字柳原新田〇番 1 筆、計 1 筆、田 970 m²、譲受人は野石字玉ノ池の E、譲渡人は船川港船川字船川の F です。

以上 3 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議案第 28 号について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 29 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議案第 29 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号 1.2.6 についてを先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 18 番三浦富美男委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(11 番三浦富美男委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

今回は、所有権移転が 5 件、貸借権設定が 35 件であります。

始めに申請番号 1.2.6 号について所有権移転 2 件、貸借権設定 1 件の説明をいたします。

申請番号 1、土地の所在地は脇本浦田字新田○番他 1 筆、計 2 筆、田 2,405 m²、譲受人は脇本浦田字菅ノ沢の A、譲渡人は脇本浦田字大保田の B、対価は 10a 当り 350,000 円となっております。

申請番号 2、土地の所在地は脇本浦田字新田○番他 1 筆、計 2 筆、田 2,405 m²、譲受人は脇本浦田字菅ノ沢の C、譲渡人は脇本浦田字宮崎の D、対価は 10a 当り 350,000 円となっております。

次は貸借権設定新規であります。

議 長

16 番

事務局

16 番

議 長

申請番号 6 の利用権設定を受ける者は、脇本浦田字菅ノ沢の E、利用権設定する者は脇本浦田字大保田の F、貸付地は脇本浦田字新田〇番他 8 筆、計 9 筆、田 8,521 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

以上で説明を終わります・

ただ今の説明に対しご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議内容ですので、議案第 29 号申請番号 1～2 及び 6 につきましては、許可といたします。

暫時休憩します。

(三浦富美男委員着席)

それでは事務局より続けて説明をお願いいたします。

申請番号 3、土地の所在地は船越字根木○番他 2 筆、計 3 筆、田 2,128 m²、譲受人は船越字サツピの G、譲渡人は東京都の H、対価は 10a 当り 282,000 円となっております。

事務局

申請番号 4、土地の所在地は野石字野石新田○番計 1 筆、計 1 筆、田 589 m²、譲受人は野石字野石の I、譲渡人は野石字野石の J、対価は 10a 当り 170,000 円となっております。

議長

申請番号 5、土地の所在地は払戸字尻深二番谷地○番 1 筆、計 1 筆、田 432 m²、譲受人は払戸字渡部の K、譲渡人払戸字渡部の L、無償譲渡となっております。

全て自己資金と伺っております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

引続き貸借権設定の審議に入ります
事務局から説明をお願いいたします。

申請番号 6 の利用権設定を受ける者は、脇本浦田字新田の M、利用権設定する者は脇本浦田字大保田の N、貸付地は脇本浦田字新田〇番他 8 筆、計 9 筆、田 8,521 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 7 の利用権設定を受ける者は、払戸字川向の O、利用権設定する者は秋田市の P、貸付地は払戸字白城〇番他 7 筆、計 8 筆、田 19,152 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1

事務局

議 長

俵であります。

申請番号 8 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の Q、利用権設定する者は払戸字小深見の R、貸付地は船越字草根〇番 1 筆、計 1 筆、田 1,031 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 9 の利用権設定を受ける者は、払戸字大樋の S、利用権設定する者は秋田市の T、貸付地は払戸字白城〇番他 1 筆、計 2 筆、田 3,002 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 10 の利用権設定を受ける者は、払戸字大樋の U、利用権設定する者は払戸字白城の V、貸付地は払戸字登田〇番他 2 筆、計 3 筆、田 5274 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

事務局

申請番号 11 の利用権設定を受ける者は、払戸字大樋の X、利用権設定する者は払戸字小深見の Y、貸付地は払戸字登田○番他 7 筆、計 8 筆、田 10,018 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 12 の利用権設定を受ける者は、払戸字大樋の Z、利用権設定する者は払戸字小深見の A”、貸付地は払戸字新城○番 1 筆、計 1 筆、田 1,126 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 13 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字飯ノ森の B“、利用権設定する者は脇本富永字大倉の C”、貸付地は脇本脇本字九枚下り○番他 7 筆、計 8 筆、田計 8,248 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は、野石字宮沢の D“、利用権設定する者は野石字玉ノ池の E”、貸付地は野石字柳原新田〇番 1 筆、計 1 筆、田計 8,632 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 15 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の F“、利用権設定する者は払戸字白城の G”、貸付地は船越字草根〇番他 1 筆、計 2 筆、田計 2,353 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 16 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の H“、利用権設定する者は払戸字川向の I”、貸付地は払戸字八郎新田〇番他 1 筆、計 2 筆、田計 2,150 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 20,000 円であります。

申請番号 17 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見の J“、利用権設定する者は払戸字小深見の K”、貸付地は払戸字八郎新田〇番他 5 筆、計 6 筆、田計 6,412 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は米 1 俵であります。

議 長

審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号 18 についてを先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 13 番佐藤正樹委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(31 番佐藤正樹委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

再設定の案件でありますので、契約の詳細は省略いたします。

申請番号18は角間崎字諏訪田〇番他5筆計6筆の田、契約期間は令和4年12月15日から5年間、賃借料は10a当り15,000円であります。

以上で説明を終わります・

ただ今の説明に対しご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議内容ですので、議案第29号申請番号18につきましては、許可といたします。

暫時休憩します。

(佐藤正樹委員着席)

それでは事務局より続けて説明をお願いいたします。

申請番号 19 は船越字草根○番他 14 筆計 15 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 20 は払戸字白城○番他 6 筆計 7 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 21 は払戸字大樋○番他 8 筆計 9 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 22 は払戸字八郎新田○番他 1 筆計 2 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 23 は払戸字大樋○番他 28 筆計 29 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 24 は払戸字大堤○番他 7 筆計 8 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 25 は払戸字新城○番他 13 筆計 14 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 26 は払戸字白城○番他 13 筆計 14 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 27 は脇本浦田字新田○番他 2 筆計 3 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 28 は脇本浦田字新田○番他 2 筆計 3 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 29 は脇本浦田字新田○番他 1 筆計 1 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り 10,000 円であります。

申請番号 30 は船川港仁井山字屋敷台○番他 9 筆計 10 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.2 俵であります。

申請番号 31 は船越字草根○番他 17 筆計 18 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 0.7 俵であります。

申請番号 32 は払戸字大谷地○番他 7 筆計 8 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 33 は北浦西水口字堂ノ前○番他 6 筆計 7 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 34 は脇本百川字方丈田○番他 3 筆計 4 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

申請番号 35 は払戸字大堤下千間○番他 14 筆計 15 筆の田、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10 a 当り米 1.5 俵であります。

次からは農地中間管理事業法第 19 条 2【農地一括方式】について説明いたします。基盤整備事業による公益社団法人秋田県農業公社を經由した契約であり、全て無償であります。

申請番号 1 の利用権設定を受ける者は、北浦野村字打道坂下の A、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦野村字打道坂下○番他 1 筆、計 2 筆、田計 3,225 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間であります。

議 長

申請番号 2 の利用権設定を受ける者は、北浦野村字平徳の A、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦野村字平徳○番 1 筆、計 1 筆、田計 2,089 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間であります。

議 長

申請番号 3 の利用権設定を受ける者は、北浦野村字前野の B、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦野村字打道坂下○番 1 筆、計 1 筆、田計 396 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間であります。

事務局

申請番号 4 の利用権設定を受ける者は、北浦西水口字堂ノ前の C、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦西水口字苗代沢○番 1 筆、計 1 筆、田計 1,272 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間であります。

申請番号 5 の利用権設定を受ける者は、北浦西水口字櫓坂の D、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦西水口字一向田○番 1 筆、計 1 筆、田計 1,272 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間です。

申請番号 6 の利用権設定を受ける者は、北浦野村字前野の E、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦野村字柏木野○番他 4 筆、計 5 筆、田計 7,699 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間です。

申請番号 7 の利用権設定を受ける者は、能代市の F、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦野村字狐穴○番他 3 筆、計 4 筆、8,464 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間です。

申請番号 8 の利用権設定を受ける者は、北浦野村字前野の G、利用権設定する者は農事組合法人 一ノ目潟ファーム、貸付地は北浦野村字平徳○番他 4 筆、計 5 筆、6,679 m²、新規、契約期間は令和 4 年 12 月 15 日から 8 年 3 カ月間です。

以上で説明を終わります。

ただ今の説明について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議案第 29 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認し男鹿市長へ答申することにいたします。

次に、議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、議題といたします。

議 長

事務局

事務局から説明をお願いいたします。

それでは議案書の 29 ページをおひらき願います。

議 長

議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について説明いたします。今回は 3 件の申請がありましたので議案書に沿いまして説明させていただきます。

議 長

申請番号 12、土地の所在地は、五里合琴川字苗代沢〇番、他 1 筆、地目は畑、面積 75 m²で賃貸借の一時転用となっております。借人は船越の男鹿中いりあい風力開発(株)、貸人は五里合琴川の A。転用目的は、風力発電施設への電力供給ケーブル敷地であります。期間は 2 年間で、農地区分については農業振興地域外の農用地であります。一時転用ですので不許可の例外となっております。農地の借上経費は総額で 100,000 円です。議案書の 1 枚目の下に位置図があります。次のページに公図があり、周辺の状況が記載されております。また、次のページに計画平面図がございます。

事務局

以上で申請番号1の説明を終わります。

(現地確認報告)

議長

現地を確認しました、1番鈴木和俊委員、3番三浦栄子委員、8番清水委員、15番武田委員、18番戸部会長職務代理者から代表説明委員として武田委員、説明をお願いいたします。

11月16日、水曜日の午前10時から現地で立ち合いを行いました。私と鈴木和俊委員、戸部会長職務代理者、三浦栄子委員、事務局の船木事務局長、鈴木局長補佐の6人で測量受託会社代表と現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりであり、周囲の地権者の同意もあり、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

事務局

ただ今、武田委員から報告がありましたが。意見・質問等があったらお願いい

議 長

たします。

(意見なしの声あり)

異議なしのとのことなので承認したいと思います。

事務局、次の案件をおねがいします。

次に、申請番号 13、土地の所在地は、払戸字横長根〇番、1 筆、計 1 筆、地目は畑、面積 386 m²で賃貸借の永年転用となっております。受人は払戸の B、渡人は払戸の C。転用目的は、資材置き場であります。農地区分については農業振興地域外の農用地であります。議案書の 1 枚目の下に位置図があります。次のページに公図があり、周辺の状況が記載されております。また、次のページに計画平面図がございます。

以上で申請番号 13 の説明を終わります。

(現地確認報告)

現地を確認しました、8 番高橋委員、11 番三浦富美男委員から代表説明委員として高橋委員、説明をお願いいたします。

11 月 11 日、金曜日の午前 8 時から現地で立ち合いを行いました。私と三浦富美男委員、鈴木局長補佐の 3 人で受人と現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりであり、周囲が宅地で囲まれており、他の農地に対して特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今、高橋委員から報告がありましたが。意見・質問等があったらお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしのとのことなので承認したいと思います。
事務局、次の案件をおねがいします。

請番号 14、土地の所在地は、野石字天山〇番、1 筆、計 1 筆、地目は畑、面積 1,521 m²で貸借権設置の一時転用となっております。受人は常陽商事(株)、渡人は野石の D。転用目的は、太陽光発電施設用地であります。一時転用ですので不許可の例外となっております。農地区分については農業振興地域外の農用地であります。議案書の 1 枚目の下に位置図があります。次のページに公図があり、周辺の状況が記載されております。また、次のページに計画平面図がございます。

以上で申請番号 14 の説明を終わります。

(現地確認報告)

現地を確認しました、6 番佐藤洋介委員、16 番加藤委員から代表説明委員と

して加藤委員、説明をお願いいたします。

11月25日、金曜日の午前9時から現地で立ち合いを行いました。私と佐藤洋介委員、鈴木局長補佐の3人で受人と現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、住宅の裏の農地で、隣接の畑もあれている状態であり、特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

ただいまの説明について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め議案第30号については、承認いたします。

これを持ちまして、議案審議はすべて終了いたしました。

次に、その他でなにかありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 5 年度第 9 回男鹿市農業委員会
定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年12月2日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 目 黒 千 衣 子

署 名 委 員 三 浦 富 美 男

書 記 鈴 木 俊 市